

消費生活相談員資格試験の出題傾向がわかる!

## 科目別・法律別 過去問題集

(2020年～2022年の3年分・法改正対応解説付)

\*出題頻度が少ない法律等については4年分掲載

「消費生活相談員資格試験」の出題分野には一定の傾向がみられます。この問題集は過去3年分(2020年～2022年)の試験問題を**科目別、法律別に分類し、編集**したものです。問題を科目別に分類することで繰り返し出題されている内容、重点ポイント、重要語句がわかります。解説は出題後の**法律の改正にも対応**しています。

過去問題を学習することが試験対策には重要といわれますが、それを具体的にどう活用していけばいいか、迷うこともあるでしょう。出題範囲の広い試験だからこそ、いかに効率的に学習するかが合否を分けるともいえます。**本問題集には映像特典として長年受験指導に携わる講師による『過去問を使った勉強法』『論文対策』の講義をお付けしています。**

受験対策のひとつとしてお役立てください。

- <内 容>
1. 科目別・法律別 過去問題集 《問題編・解説編 2分冊》  
(2020年～2022年の3年分・法改正対応解説付)
  2. <映像特典>オンデマンド講義『過去問を使った勉強法』・『論文対策』  
(合計約60分) レジューメ付き

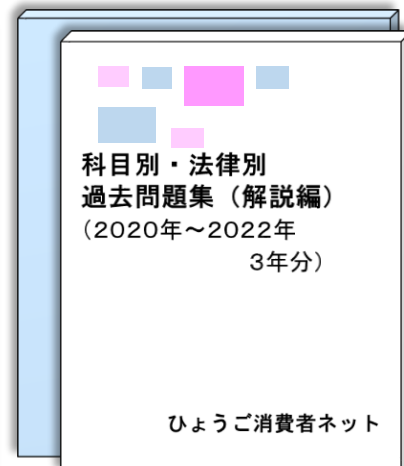
\*教材代金：7,000円(送料込み)

\*申込方法：別紙FAX申込書または、メール等にて、下記①～⑤の記載必須事項をご記入の上、当団体事務局まで送信ください。

①注文内容 ②氏名 ③電話番号 ④送付先郵便番号 ⑤送付先住所  
また、教材代金を申込書記載のゆうちょ銀行の指定口座へお振込みください。

\*申込締切：2024年8月末日

『2023年度オリジナル解説集』も  
別途販売しています。  
3,000円(送料込み)



(表紙図はイメージです。)

◆お申込み・お問い合わせは、

認定NPO法人 ひょうご消費者ネット 事務局

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館2階C  
(月～金曜の13時～17時、土日祝日休み、臨時休業あり)

TEL: 078-361-7201 FAX 078-361-7205

E-mail: [tekikaku-jukenkoza@hyogo-c-net.com](mailto:tekikaku-jukenkoza@hyogo-c-net.com)

発行：内閣総理大臣認定 適格消費者団体認定 NPO 法人 ひょうご消費者ネット

## 科目別・法律別 過去問題集 【目次抜粋】

| 科目       | 法律別                            |
|----------|--------------------------------|
| 消費者行政    | 消費者基本法、消費者行政機関等、消費者安全法…        |
| 消費者安全    | 製造物責任法、消費生活用製品安全法…             |
| 消費生活一般   | 衣料、食品、環境…                      |
|          | 住宅 【住宅品確法・住宅瑕疵担保履行法】 ◆下記に編集例掲載 |
| 消費関連諸法   | 旅行業法、旅行業約款、探偵業法、約款（宅配便、引越運送）…  |
| 民法       |                                |
| 消費者契約法   |                                |
| 特定商取引法   | ◆下記に法改正対応解説例掲載                 |
| 金融・保険関連法 | 金融商品取引法、金融サービス提供法、商品先物取引法      |
| …        |                                |

### 【法律別に各年度の問題を編集】 法律ごとの出題内容がわかる！

#### ◆【住宅品質確保促進法・住宅瑕疵担保履行法】

20. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を、解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。

#### <2020 年度>

- ⑦「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、国土交通大臣及び内閣総理大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めることが義務づけられている。

#### <2021 年度>

- ⑦「住宅の品質確保の促進等に関する法律」における「瑕疵」とは、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう。

#### <2022 年度>

- ⑦住宅品確法において、「日本住宅性能表示基準」とは、同法の規定により定められた、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準をいう。

### 【法改正対応解説】 試験出題後の法改正がわかる！

#### ◆【特定商取引法】 <2021 年度 第 14 問 解説>

訪問販売業者に業務停止処分を命じる場合、その事業者が個人である場合には、業務停止を命じられた業務を含む法人の当該業務を担当する役員となることを禁じることができる（8条1項）。その期間は、業務停止処分の期間と同一となる。

さらに、業者の使用人、当該命令の日の前 60 日以内に使用人であった者に対しても**禁止命令**ができる（8条の2第1項2号）。

★2022（令和4）年6月1日施行の改正では、行政処分が強化され、禁止命令の対象者が「当該命令の日の前1年以内に使用人であった者」と、範囲が拡大された。